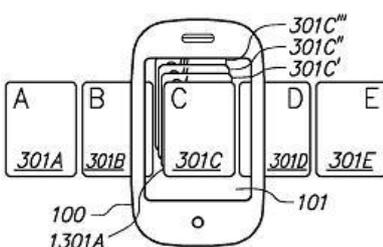
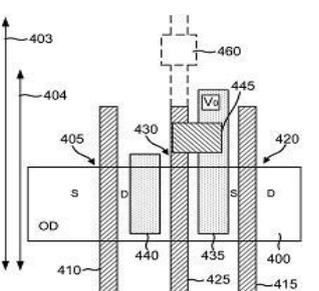


【中国】2018年度特許再審及び無効10大審判事件

(1)アップル vs クアルコムの発明特許無効宣言請求事件 2018年以來、アップルとクアルコムは40件を超える無効取消請求があるが、代表的3件である。	
<p>公告番号: CN103558965B 出願日: 2009.05.18 公告日: 2017.03.01 権利者: 高通股份有限公司</p>  <p>審決番号: 36696 決定日: 2018-07-20 理由: 補正違反、進歩性 決定: 維持有効</p>	<p>【概要】本件は発明特許 201310491586.1号「コンピュータ装置のアクティブカードメタファー」に対する無効取消を請求した事件である。</p> <p>本件特許は携帯端末上のアプリの切替と終了に関し、典型的なGUIマンマシンインタラクション技術に属し、携帯端末で異なるアプリを切替る不便さを解決するために、「カードメタファー」方法でアプリを管理し、カード形式での形でアプリを画面領域に表示し、複数のカードをジェスチャー操作することで、対応するアプリの切替と終了を行うことができるため、操作性を大幅に向上させ、利用者は操作を直感で効果に体験できる。この機能は多くのスマホのGUIインタラクティブにおける基本機能であり、各大手スマホメーカーにとって重要な意味がある。</p> <p>本件の要点は、複数の技術案からジェスチャー操作に関連するいくつかの特徴を選択して、本件特許の新規性を評価する新規性判定個別比較原則は適用できず、新規性を判断する時は単独比較原則を適用し、各請求項をそれぞれの先行技術の関連技術内容と単独で比較すべきであり、比較文書における複数の技術案の組み合わせと比較してはならないこととした。</p>
<p>公告番号: CN105009274B (PCT WO2014/178949) 出願日: 2014.03.11 公告日: 2017.08.04 権利者: 高通股份有限公司</p>  <p>審決番号: 37129 決定日: 2018-08-24 理由: 記載不備、新規性、進歩性 決定: 維持有効</p>	<p>【概要】本件は発明特許 201480013124.1号「高密度のローカルインターコネクト構造を有する回路及びその製造方法」に対する無効取消を請求した事件である。</p> <p>本件特許はディープサブミクロンのプロセスノードにおける集積回路多層金属相互接続構造に関連し、一連の無効取消事件の中で集積回路の製造分野での唯一の事件である。本件の主な争点は、請求項の保護範囲をどのように認定するかである。請求項の「第二ゲート層と第三ゲート層との間のゲート層間隔に基づいて第一ゲート層を配置すること」について、意味が明確であるか、また「ゲート層間隔」は通常の業界用語である「ゲート間隔」と違いどのように解釈するかである。</p> <p>特許請求の範囲の保護範囲を理解するとき、当業者の立場に立ち、通常、クレームの用語は当該技術分野で通常有する意味であると理解する。本件特許の請求項の技術用語は当業界での明確な定義がないが、本件特許明細書には、その特定の意味を明示しており、明細書に記載の定義から特許請求の用語の意味を理解すること</p>

株式会社 KyK インターナショナル

知的財産&企業法務コンサルティング

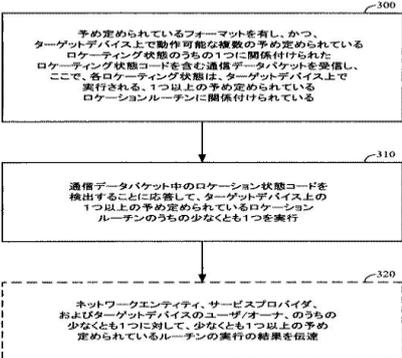
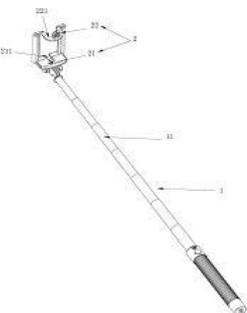
東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 14 階

〒105-0003 TEL: 03-5843-9387 FAX: 03-6868-4488

お問合せ:

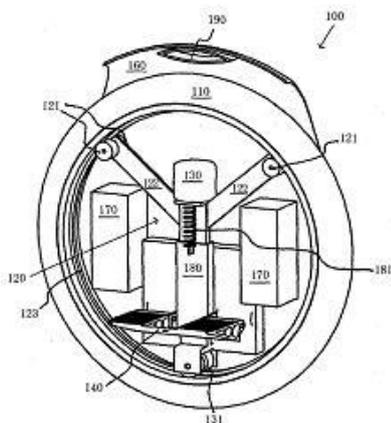
電話: 080-4866-7889

Email: aizawa.y@kyk-inc.co.jp

	<p>ができる。</p> <p>専利復審委員会は、審理を経て、本件特許権を有効と維持した。</p>
<p>公告番号: CN101611599B (PCT WO2008/097800) 出願日: 2008.01.31 公告日: 2012.11.28 権利者: 高通股份有限公司</p>  <p>FIG. 8</p> <p>審決番号: 37072 決定日: 2018-08-21 理由: 進歩性 決定: 無効</p>	<p>【概要】本件は発明特許 200880004304.8 号「ワイヤレス通信デバイスをロケーティングし、追跡し、および／または回復する装置および方法」に対する無効取消を請求した事件である。</p> <p>本件特許は無線通信装置の位置を特定し、追跡し、そして検索するための装置および方法に関する。</p> <p>本件の争点は、引用文献4を引用文献1と組合わせた場合に、技術的示唆が生じるかどうかである。請求項の技術案が最も近い先行技術と比較して区別できる技術的特徴がある場合、この区別できる技術的特徴は当業者が当業界の技術的課題を解決するための慣用的技術手段であり、当業者が当該先行技術及び所持する標準的知識及び設計能力があれば当該請求項に係る技術案を容易に入手することができるとするならば、請求項の技術案には突出した実質的特徴と著しい進歩がなく、進歩性が欠如するといえる。</p> <p>専利復審委員会は、審理を経て、本件特許権を無効とした。特許審査では技術の本質を正確に把握し、技術案と先行技術との関係を分析し、先行技術を全面的で客観的に判断し、技術的示唆の有無を判断し、進歩性の評価をしたことは指導的意義があると指摘している。</p>
(2)「一体型自撮り装置」実用新案権無効宣告請求事件	
<p>公告番号: CN204119349U 出願日: 2014.09.11 公告日: 2015.01.21 権利者: 源徳盛塑胶電子(深圳)有限公司</p>  <p>審決番号: 35919 決定日: 2018-05-29 理由: 進歩性 決定: 請求項 2-13 維持有効</p>	<p>【概要】請求人の深圳市韻美飾界科技有限公司、東莞市品耀五金有限公司は、源徳盛塑胶電子(深圳)有限公司が特許権者である実用新案特許 2042052729.0 号に対し無効取消を請求した。なお、本件特許には 2016 年 4 月 19 日付第 28758 号で請求項1は既に無効審決が出されている。その後、クレームを補正せずに本件無効手続きが開始された。</p> <p>本件特許は自撮り棒に関しており、使用時の組立て不要で折畳み収納には余計なスペースが不要である。そして、本件特許は第 20 回中国特許賞で金賞を受賞するとともに、源徳盛社には数億元の販売実績の貢献があった。一方、自撮り棒市場にも大量の権利侵害の模造品が現れ、源徳盛社は全国的に大規模な訴訟による権利維持活動を展開しているため、現在本件特許に多方面の請求者から 26 回の無効取消請求がされており、社会各界の注目を集めている。</p> <p>争点は、請求人は 10 件の従来技術を提出して進歩性と新規性欠如を主張したが、提出された証拠はインターネット上の証拠であり、特許法上の先行技術を構成するかどうか、つまり、当該証拠が一般に入手可能な状態にあったか、当該証拠を知り得た日時が出願日前であるかどうかである。</p>

	<p>専利復審委員会は、審理を経て、本件特許権を有効と維持した。</p> <p>【意義】本件は、インターネット上の証拠の公開日の認定に対して指導的な審査判断を示した典型的な判例であり、特許行政での権利確定手続きで特許権者の合法的権益を維持する上での重要な役割と価値のあるものと指摘している。なお、イノベーション主体が特許出願明細書を作成するときに、特許権を確保する範囲と公開による社会への技術貢献のバランスを重視し、特許権の階層的な保護のためにはクレームの明確かつ合理的に作成することを指摘している。本件のもう一つの典型的な意味は、革新主体が特許出願書類を作成する際に、特許保護範囲と技術貢献のバランスを重視し、特許権を階層的に保護し、特許請求の範囲を明確に合理的にすることである。</p>
<p>(3)「抗ウイルス化合物としての縮合イミダゾリルイミダゾール」発明特許権無効宣告請求事件</p>	
<p>公告番号: CN103328480B (PCT WO2013/075029) 出願日: 2012.11.16 公告日: 2016.05.25 権利者: GILEAD PHARMASSET LLC</p> <p>式(1): E^{1a}-V^{1a}-C (=O) -P^{1a}-W^{1a}-P^{1b}-C (=O) -V^{1b}-E^{1b}</p> <p>審決番号: 38394 決定日: 2018-12-21 理由: 進歩性 決定: 有効</p>	<p>【概要】請求人は国境のなき医師団であり、アメリカの吉利徳製薬有限責任公司(GILEAD PHARMASSET LLC)が特許権者である発明特許 201280004097.2 号に対し無効取消を請求した。</p> <p>本件の特許は C 型肝炎を治療する一般的な遺伝子型経口投与に関する直接抗ウイルス剤の中核成分であり、その薬の名称は「維帕他韋 (Velpatasvir、CAS#: 1377049-84-7)」である。この事件に関連する「維帕他韋 (Velpatasvir)」ともう一つの治療薬「索非布韋 (Sofosbuvir)」はいずれも GILEAD 社が抗ウイルス分野で開発に成功した花形医薬品であり、これらによる全ゲノムタイプ結合製剤は 2016 年にイギリスで初めて承認され、2018 年 5 月に中国で承認された。請求人は世界的独立系自主非営利組織で、その活動には医薬品特許の無効取消請求やその支援が含まれる。この事件は中国で大手製薬メーカーの医薬品特許に挑戦した初めての事件である。</p> <p>本件の争点は、より高い耐 HCV 活性を有する化合物を示唆していると提出された先行技術に基づき、審査指南第二部分第 4 章と第 10 章で解説される三段論法による化合物の進歩性の判断方法にかかり、適用される構造上の違いからの示唆の有無の判断である。</p> <p>専利復審委員会は 5 名の合議体を設立して本件を公開審理し、特許権の有効性を維持した。</p> <p>【意義】本件は化合物の進歩性を判断する審査基準をどのように理解し、決定において先行技術の選択、化合物のコア構造の確定、技術的示唆の判断及び技術的効果の分析が化合物の進歩性を評価する多くの焦点となる問題を解決しており、関連分野の審査基準に対して模範的な役割を果たすと指摘している。</p>
<p>(4)「グラフィカルユーザーインターフェイス付きコンピュータ」意匠特許無効宣告請求事件</p>	
<p>公告番号: CN303069460S</p>	<p>【概要】請求人の北京江民新科技術有限公司(江民社)は北京奇虎</p>

<p>出願日:2014.09.03 公告日:2015.01.07 権利者:北京奇虎科技有限公司、奇智軟件(北京)有限公司</p>  <p>審決番号:35196 決定日:2018-03-08 理由:創作性、新規性喪失の例外 決定:無効</p>	<p>科技有限公司(奇虎社)及び奇智軟件(北京)有限公司(360社)が特許権者である意匠特許 201430324283.6 号に対し無効取消を個別に請求した。</p> <p>本件の特許は、グラフィカルユーザーインターフェース(GUI)を有するコンピュータに関する。360社は本件意匠特許権が侵害されたとして江民社を北京知識産権法院に提訴した。本件は、2014年にGUI製品を意匠特許保護対象に入れて以来、初めての侵害事件である。江民社は本件意匠特許に対して無効取消を請求した。GUIの意匠特許保護の最初のケースとして、本件意匠特許の無効と侵害紛争は社会の注目を集めた。</p> <p>本件の争点は提出された公知資料の組合せと差異があるかどうか及び特許出願日前の試用期間中にダウンロードプログラムの開示は新規性喪失の例外の「同意を得ない漏洩」に該当するかである。</p> <p>専利復審審委員会は、創作性がないことを理由に特許権を無効とした。</p> <p>【意義】中国の現行法下、GUIの意匠特許出願をする場合、GUI設計を突出させてハードウェア設計を主張しないこと、GUI設計の用途や機能、インターフェースのインタラクティブ作用、動的設計などの内容を明確に表現し、GUI設計を最大限に保護する目的を実現することにイノベーション主体は注意しなければならない。本件はGUIに関する意匠保護範囲と対比判断について詳細に分析し認定するとともに、新規性喪失の例外期間などの関連法律問題に対する理解と適用において重要な参考価値があると指摘している。</p>
<p>(5)「電動一輪自走車」特許権無効宣告請求事件</p>	
<p>公告番号:CN102275621B (国内優先権:2010102725360、優先権主張日:2010.09.06) 出願日:2011.04.01 公告日:2013.08.21 権利者:深圳天輪科技有限公司 (2019年4月陳和氏に移転済み)</p>	<p>【概要】請求人の(1)廉芳芳、(2)納恩博(北京)科技有限公司(納恩博社)、(3)安秋錦は、特許権者が深圳天輪科技有限公司である発明特許 201100809122.9 号に対し無効取消を個別に請求したが、本件はこれらの合併審理である。</p> <p>本件の特許は電動一輪自走車の基本構造に関し、この分野の基本特許に属する。電動自走車(バランス車)は新たな歩行代替手段の一つでますます発展していると同時に、特許無効と権利侵害の紛争も次々と起っている。特許を持つ業界の先駆者の Segway(賽格威)社、Shane Chen(陳星)、杭州騎客智能科技有限公司など互いに米国で ITC337 調査と特許侵害訴訟を起している。本件特許出願人の陳氏と陳星氏とは利害関係にあり、本件請求人の納恩博社と Segway 社は合併関係にある。本件特許は前後 8 回の無効請求を受けており、国内の複数の電動自走車メーカーと関連する特許侵害紛争を起しており、社会の注目を集めている。</p>



審決番号: 36591

決定日: 2018-05-22

理由: 進歩性、国内優先権主張、秘密保持審査、記載不備

決定: 請求項 1、3、5-8 無効、請求項 2、4、9 維持有効

請求人 1 と 2 はアメリカ特許出願公開などの先行技術文献に基づく進歩性欠如及び秘密保持審査違反、請求人 3 は記載不備、秘密保持審査違反及び先行技術文献に基づく新規性と進歩性欠如を主張した。本件の争点は、本件特許には国内優先権があり、また請求人が指摘した特許権者による類似するアメリカでの仮出願 2 件(出願日: 2010-03-09 及び 2010-03-18)があるために、特許法第 20 条に規定する秘密保持審査に違反し、国内優先権を主張する基礎出願自体が無効であると主張した。特許権者は、アメリカでの仮出願はアメリカ人がアメリカで発明を完成し、中国での出願権の譲渡を受けたものであると主張した。発明秘密保持審査は中国で発明が完成した場合に適用されるが、これは発明の技術的解決策の実質的な内容が中国内で完成したかどうかによる。

専利復審委員会は個別の請求項ごとに国内優先権主張の可否を判断し、進歩性を含めた総合的に審理の結果、特許権の一部を無効とした。なお、本件は行政訴訟係属中である。

【意義】本件は特許法第 29 条に規定する国内優先権の規定における「中国で最初に特許出願した」の意味を明確に解釈するとともに、優先権主張成立可否判断の際の技術案の対比基準を解釈しており、国内優先権の認定における指導的な役割があると指摘している

(6)「点眼液」発明特許特許権無効宣告請求事件

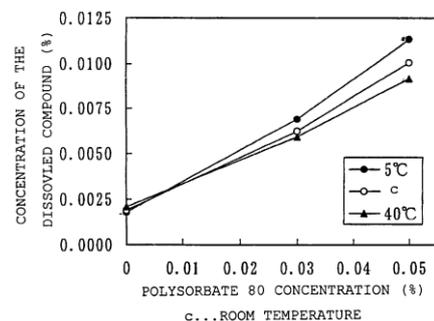
公告番号: CN1243548C

(PCT WO2002/022131)

出願日: 2001.09.13

公告日: 2006.03.01

権利者: 参天製薬株式会社、旭硝子株式会社



審決番号: 31135

決定日: 2017-01-05

理由: 進歩性、記載不備

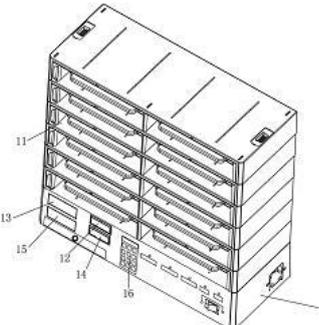
決定: 無効

【概要】請求人の江蘇恒瑞医薬股份有限公司は参天製薬株式会社と旭硝子株式会社が特許権者である発明特許 01815617.7 号に対し無効取消を請求した。

本件特許は特許権者が開発・発売した商品名「泰普羅斯(タプロス: TAPROS)」という点眼液製品と密接に関連しており、「タプロス」は現在 60 か国以上の国と地域で発売されており、2015 年末に中国市場に上陸し、サンテン製薬眼薬の中で緑内障治療の主要製品として、広い市場予測がある。

本件の争点は、機能と用途の技術的特徴が請求項の範囲に限定的な効果があるかどうか、その限定的効果とは何か、そして請求項の進歩性に影響があるかどうかである。請求項の特徴が製品の新機能に基づく新用途に属するか、それとも旧製品の固有の機能が有する効果の記述に過ぎないかどうかである。

専利復審委員会は審理の結果、方法の請求項における用途の特徴が構成の分析的説明または技術的効果の説明のみである場合、発明は突出した実質的特徴を有するとは判断できないとして、本特許の無効審決を下した。北京知識産権法院の一審は方法の請求項における新機能に基づく新手段、新用途を誤って機能分析解釈または技術効果の説明と解釈したとして、審決を取消した((2017)京 73

	<p>行初 2889 号)が、北京高級人民法院は審決を支持し、一審判決を取消した((2018)京行終 2194 号)。</p> <p>【意義】本件は医薬分野の方法クレームの機能、用途の特徴をどのように解釈するかの特典事例である。本件を通じて、方法クレームの効果、機能的特徴が限定する役割及び、それらとクレームの主題との関係を解釈することは同様の場合の審理基準を統一する指針的意義があり、同時に、イノベーション主体がクレーム保護範囲を決める場合の検討や特許出願明細書の作成に対する重視すべきことの啓発になると指摘している。</p>
<p>(7)「バッテリーチャージャーシェア機」実用新案特許無効宣告請求事件</p>	
<p>公告番号: CN203644131U 出願日: 2013.12.16 公告日: 2014.06.11 権利者: 深圳市拓特电子有限公司</p>  <p>審決番号: 36684 決定日: 2018-07-06 理由: 進歩性 決定: 補正後の請求項で維持有効</p>	<p>【概要】請求者の深圳来電科技有限公司及び深圳街電科技有限公司は深圳市拓特电子有限公司が特許権者である実用新案特許 20320826793.3 号に対して無効取消を請求した。</p> <p>本件特許は、携帯用電池充電サービス、つまりバッテリー充電シェアサービスに関連する技術である。バッテリーチャージャーシェア(共有充電室)機は流行りの「シェアサービス(共有)」の現れた業種の一つで、「2017 年度中国メディア十大新語」に選ばれた。バッテリーチャージャーシェアは 2017 年に急増した後、翌年には業界がリシャッフルされ、数多くの特許無効と権利侵害の紛争が社会の注目を集めた。</p> <p>拓特社の本件特許は 2013 年に深圳租電智能社に独占的許諾されていたが、本件特許の独立権利請求項はチャージャーの基本的構造に関連しているために、本件特許権の存否は今後の市場発展状況に大きな影響がある。</p> <p>専利復審委員会は、審理後、提出された先行技術文献は本件実用新案特許の全ての区別できる特徴を含んでおり、残される部分は一般的なビジネスモデルであるため進歩性が欠如するとして、特許権のすべてを無効とした。</p> <p>【意義】本件は実用新案特許の進歩性判断プロセスにおいて、近似する技術分野の技術的示唆をどのように正確に把握するかの特典方法が参考になる。通常、審査指南の第 4 部第 6 章、同第 4 節に審査規定があるが、先行技術文献は本件特許と同一主題で少なくとも一つの示唆が必要であるものの、実用新案特許出願は従来技術の組合せによる場合も多く、具体的な技術的示唆の参考事例がない。本件では最も近い先行技術文献が対象クレームの主題以外の全体構成を開示している場合、両者の技術分野を同一技術分野として概括できるものとせず類似技術分野と認定し、先行技術文献に明確な技術的示唆があつて初めて、実用新案特許の進歩性を判断することができることを指摘している。</p>

(8)「修飾された性質を有するグルコアミラーゼ変異体」発明特許無効宣告請求事件

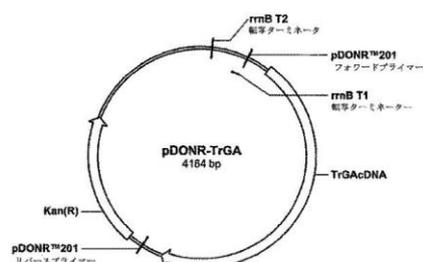
公告番号: CN101522893B

(PCT WO2008/045489)

出願日: 2007.10.09

公告日: 2014.07.09

権利者: 丹尼斯科美国公司
(DANISCO US, INC.)



審決番号: 38452

決定日: 2018-12-25

理由: 進歩性、記載不備、補正違反
決定: 補正後の請求項で維持有効

【概要】請求人の宜昌東陽光薬業股份有限公司は特許権者が丹尼斯科美国公司 (DANISCO US, INC.) である発明特許 ZL 20078007776.9 号に対して無効取消を請求した。

本件特許は既知の酵素に基づく遺伝子部位特異的突然変異誘発法により得られる一連の糖化酵素変異体に関する。グルコサミンアミラーゼ(糖化酵素)は、酵素製剤の中で最も用途が広く、消費量も一番大きいもので、食品及び調味料の製造や加工に広く使用されている。既存の糖化酵素をベースに、バイオ技術を用いて天然酵素を改造し、性能の優れた酵素を得ることが糖化酵素分野での主要な注目される研究の一つである。中国での市場規模は 3.5 億元(約 56 億円)ともいわれ、公開審理の対象となった。

本件審理の焦点は主に(1)実験データの真实性と証明力の判断、(2)発明の進歩性と明細書に記載された実験データとの関係、配列の請求項の保護範囲の合理的な確定などのバイオ技術分野の特許審査に関し、社会の注目を集める難問である。

専利復審委員会は5人の合議体により公開審理し、明細書の実験データの記載が基礎となるデータになっているかどうか、また提出された先行文献に示唆があるかどうか判断され、特許権者が無効請求を受けた段階に提出した特許請求1, 2の補正に基づき特許権を維持した。

【意義】本件は、この事例はバイオ技術分野における実験データの一般的な要件にかかり、特定の変異パターンを有する酵素変異体の進歩性を判断する場合に指導的役割を果たし、複数の証拠で無効告理由を主張する場合の審査側の考え方が参考になると指摘している。

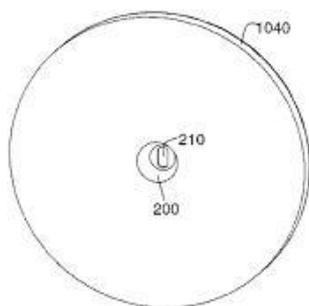
(9)「化学気相成長法装置」の実用新案特許無効宣告請求事件

公告番号: CN202492576U

出願日: 2012.02.20

公告日: 2012.10.17

権利者: 中微半導体設備(上海)有限公司 (AMEC)



【概要】維易科精密儀器國際貿易(上海)有限公司 (Veeco 社中国現地法人) は中微半導体設備(上海)有限公司 (中微) の実用新案特許 201220056049.5 号に対して無効取消を請求した。

Veeco 社(本社)は 2017 年 4 月、ニューヨーク東区連邦裁判所に中微社への機材サプライヤー SGL を特許侵害で提訴し、SGL から中微社への製品供給の差止を求めた。これに対し、中微社は本件特許権侵害を理由に Veeco 社を福建省高級人民法院に提訴した。Veeco 社はその後、新規性、進歩性不備(特許法第 22 条第 2、3 項)に基づき、本件特許権の無効宣告請求を提起した。本件特許権に係る MOCVD 装置は、発光ダイオード(LED)チップなどの半導体デバイスを製造するコア設備である。

専利復審委員会は審理を経て審決を下したが、特許権者は無効

<p>審決番号:33884 決定日:2017-11-17 理由:新規性、進歩性、記載不備 決定:補正後の請求項で維持有効</p>	<p>審判請求時に請求項を補正し、本件特許権は維持された。請求人はその補正に対する異議をせず、審決が下された。そして、中微社は福建省高级人民法院による Veeco 社に対する差止命令を得た。その後、一連の交渉を経て、双方は和解した。</p> <p>【意義】本件は、進歩性の評価において技術の本質を正確に把握するための審査理念と技術的特徴の比較と技術的示唆の判断において発明思想の分析が重要な役割を果たすことを説明している。本件ではまた、企業の紛争における効果的で強力な武器として特許が重要な役割を示していると同時に、中国の国内企業が国際的な市場競争に積極的に参加するときに、自身の知的財産権を創造、運用、保護する能力を高める能力も反映している。</p>
<p>(10)「灸杯(艾灸杯)」実用新案特許出願再審請求事件</p>	
<p>公告番号:未公告 出願日:2016.不明 公告日:未公告 権利者:周氏</p>  <p>(上記写真は参考で本件と関係なし)</p> <p>審決番号:153870 決定日:不明 理由:不明 決定:不明 出願後却下のため詳細情報不可 審決書も閲覧できない。</p>	<p>【概要】本件は、特許出願人の周氏が専利局の実用新案特許出願 201620625135.1 に下した拒絶査定に対する再審請求に関し、特許復審委員会は第 153870 号の審決により、拒絶査定を維持した。</p> <p>本件の出願明細書や審決は公開されていない。当方で確認した別資料から本件マッサージカップは、特定な材料でコーティングされており、カップ自体の形状は従来技術の構造である。当該コーティング材料により、血液循環を改善し、自律神経を調節し、炎症を軽減し、そして関節痛を軽減する効果があるされたようである。また、審判中に簡単な実験データを提出した模様である。</p> <p>【意義】本件では推測の内容が含まれる健康管理(中国語:医療保険(医療と翻訳も可能))の効果の認定が検討された。健康管理に関する実用新案特許出願において、複雑な人体のメカニズムから人体への安全性などを考慮すると、当業者が明細書で開示されている内容から明細書に記載される技術案から必然的にその技術効果が生じることを確定できない場合、出願人はその意図する効果を検証する実験証拠を提供しなければならない。(特許法第 26 条 3 項)</p> <p>現在、中国の実用新案特許出願の質はさらに向上しなければならない。多くの出願の技術的効果はまだ実務検証がされておらず、ただある種の予測、ある種の不確定な実施効果による理論の可能性がある。このため、特許出願が登録された場合に、消費者が誤認し、我が国の特許のイメージを毀損することになる。このような観点から、本件のような健康管理や生命の安全に関する実用新案特許出願については、厳格な法に基づき審査し、その効果の検証に対しては厳格さが要求され、更に当該実用新案登録出願の品質を指導し、更に向上させなければならない。</p> <p>【コメント】この種の出願明細書の不備は第 26 条 3 項の記載不備が対象のなるところ、実施例のない大量出願などから、最近問題となっ</p>

	ている非正常出願と判断し、知識産権局令第 75 号の対象とされた模様である。
--	--

以上 ■

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。



過去の記事などはこちらでダイジェスト版を見ることができます。 www.kyk-ip.com/

審決の日本語訳をご要望の場合は、翻訳費用をお見積りしますので、お気軽にお問い合わせください。